

専決処分について

次の事項について、令和4年10月12日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年11月9日提出

春日市長 井 上 澄 和

樹木の枝による住宅の損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

樹木の枝による住宅の損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、樹木の枝による住宅の損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和4年10月12日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

春日市〇〇〇〇丁目〇〇〇番地

〇〇 〇〇

2 事故の概要

令和4年9月18日(日)午後10時頃、強風により〇〇〇〇〇〇〇〇〇の樹木の枝が折れ相手方自宅の敷地内に飛来し、相手方住宅に接触したことにより、相手方住宅を損傷し、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

176,000円